

台風等異常気象時における登下校について

*定期検査中については「定期検査中の台風等異常気象時における対応について」を参照のこと

1 学校所在地(名古屋市)に暴風警報が発表された場合

(1) 登校する以前に暴風警報が発表されている場合

警報解除の時間	扱 い
当日の 6:20 以前	平常通りの授業
6:20～11:00	解除後、2時間を経てから授業開始
11:00 以降	授業は中止

*登校時間において自分の居住地が属する市町村等に暴風警報が発表されている場合、また交通機関・道路・橋などの状況により登校が危険な場合は、自宅において待機する。

(2) 登校後に、暴風警報が発表された場合

- ア 授業を中止し、安全に帰宅できると認められる場合は、下校する。
- イ 授業を中止し、帰宅することが危険であると認められる場合は、校内に待機する。

2 学校所在地(名古屋市)に特別警報またはレベル5特別警報(以下「特別警報等」という)が発表された場合

(1) 登校する以前に特別警報等が発表されている場合

- ア 登校せず、直ちに命を守る最善の行動をとる。
- イ 特別警報等の解除後の対応は、学校の指示による。(学校の Web ページ、39メール等により連絡する。)

(2) 登校後に特別警報等が発表された場合

- ア 授業を中止し、校内の安全な場所で待機する。
- イ 特別警報等の解除後の対応は、学校の指示による。

3 学校所在地(名古屋市)にレベル4危険警報または警戒レベル4以上(以下「レベル4等」という)が発表された場合

(1) 登校する以前にレベル4等が発表されている場合

- ア 登校せず、早めの避難を考慮する。
- イ 2(1)イと同様とする。

(2) 登校後にレベル4等が発表された場合

- ア 2(2)アと同様とする。ただし、状況によっては、保護者への引き渡し等を行う。
- イ 2(2)イと同様とする。

4 上記1～3以外で、異常気象等によって安全確保に困難が予想される場合

自分が居住する地域の災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと考えられる場合は、自宅において待機し、Forms または電話で学校にその状況を連絡する。

【参考】特別警報……暴風・大雪・暴風雪・波浪の4種類

レベル5特別警報、レベル4危険警報……大雨・氾濫・土砂災害・高潮の4種類